

片瀬地区老人クラブ連合会規約

(目的)

第1条 この会は、片瀬地区内老人クラブの連絡調整機関として、相互の親睦と老人福祉の推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、片瀬地区老人クラブ連合会（以下「片老連」という。）と称する。

(事務局)

第3条 この会は、事務局を会長宅におく。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ・ 地区内単位老人クラブの連絡調整。
- ・ 老人福祉に関する調査研究。
- ・ 老人福祉の向上に関する施策の推進。
- ・ 地区内関係機関及び団体への協力。
- ・ 藤沢市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）との連携を図るため、役員等を選出すること。
- ・ その他老人福祉の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 この会は、次の者をもつて組織する。

- ・ 地区内単位老人クラブ会長及び副会長職等1名以内。
- ・ 市老連に役員等として選出された者。
- ・ 学識経験者。
- ・ その他老人福祉に関心の高い者。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- ・ 会 長 1 人
- ・ 副会長 2 名
- ・ 会 計 1 名
- ・ 監 事 1 人

(役員を選出)

第7条 役員は、地区内単位老人クラブ会長及び副会長職から選出し、総会において決定する。

2 補充により選出する場合は定例会で決定し、次の総会で報告するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2 補充により選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 会長はこの会を代表し、会務を総括し会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は経理をつかさどる。

4 監事は会計を監査する。

(顧問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は総会において推薦し、会長が委嘱し、その任期は役員に準ずる。

3 顧問はこの会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第11条 この会の会議は、総会、定例会及び役員会とする。

2 総会は、第5条で組織された者で構成し年1回開催し、その半数以上の出席で成立し、会の解散・事業計画・収支予算決算・ならびに役員改選その他会長が必要と認めた事項につき付議するものとする。この場合議決を要する事項は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 定例会は、地区内単位老人クラブ会長及び市老連に役員等として選出された者で構成し、概ね2ヶ月に一回または会長が必要と認めた場合に開催する。

4 役員会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(会計)

第12条 この会の経費は、次の収入をもつてあてる。

- ・ 市老連助成金
- ・ 地区内単位老人クラブの分担金
- ・ その他の収入

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

この会則は、昭和59年5月21日から施行する。

この会則は、平成8年6月13日から施行する。